

津田塾大学 トランスジェンダー学生受け入れのガイドライン

1. 趣旨

本学は 1900 年に日本初の私立の女子高等教育機関として創設され、学問への門戸が閉ざされてきた女性に学びの場を提供することで、社会の変革に大きく寄与しました。以来、数多くの社会で活躍するオールラウンドな女性を育成し、世に送り出しています。

女子大学で学ぶことを希望する性別不合・トランスジェンダーの学生(性自認による女性)を受け入れることは、多様な女性に学びの場を提供してきたという本学の伝統を受け継ぎ、「Tsuda Vision 2030」のモットー「変革を担う、女性であること」を推進することでもあります。同時に、多様な価値観の共生を目指す社会の構築に貢献することでもあります。本学は、多様な女性の学ぶ権利を守り、共に学ぶ環境を整えていきます。

2. 定義

当ガイドラインにおいて用いる用語は次の通りとします。

- (1) 学生: 学位取得を目的として、学部・研究科に在籍する者
- (2) 戸籍等: 戸籍、特別永住者証明書、在留カードまたはパスポート
- (3) 自認する性別: 戸籍等記載の性別に関わりなく、本人が自らの性として認識するもの

3. 基本方針

多様な女性のあり方を認めること(=Diversity/Inclusion)を基本方針とし、戸籍等または自認する性別が女性であり、女子大学で学びたい人を受け入れます。

4. トランスジェンダー学生受け入れの対象となる学部・研究科

すべての学部、大学院研究科の正規学生において受け入れ可能とします。

5. トランスジェンダー学生対応委員会の事前の相談について

受け入れにあたってはトランスジェンダー学生対応委員会を組織し、出願以降および入学後に学生生活上の支障が発生しないように、要望に応じて当該志願者と面談を行い、本学の情報提供を行います。また、出願資格の確認を行います。入学後の学修、学生生活において対応が必要な場合、トランスジェンダー学生対応委員会と当該学生が話し合い、個人情報厳重に守りながら関係する事務部署、関係機関と連携・協議し対応します。

6. 名前と性別の情報とその管理について

本人の申し出により「津田塾大学における学生の旧姓(旧氏)、通称名の取り扱いに関する要項」に従い通称名を使用することができます。ただし、学外奨学金および保険申込など通称名を使用できない場合があります。

「津田塾大学における学生の性別の取扱いに関する要項」に従い自認する性別を申し出ることができます。学生証、証明書等には性別を記載しません。ただし、教育職員免許状申請

書類、国等の機関の所管する制度等により戸籍等記載の性別を使用することとされているものなど、自認する性別を記載できない場合があります。

学籍情報は厳重に管理し、授業や学生生活において必要な場合は、本人の承諾により関係する教職員と共有します。教職員は、その内容は決して口外せず、他に情報が漏れないよう注意します。ただし、事故、急病等の緊急時に大学の判断により情報を提供することがあります。

7. 授業について

(1) 健康余暇科学科目について

本学では健康余暇科学科目を開設しており、学芸学部の学生は「動きの教育」、「余暇教育」を実技科目の必修としています。これらの科目の履修については入学時その他の面談の際に相談をすることができます。事前に聞き取りを丁寧に行い、個別に対応します。

(2) 健康余暇科学科目(実技)の履修について(更衣)

本学の小平キャンパスの更衣室には、個人で利用できるスペースも用意しています。また「多目的トイレ」が小平キャンパスの各校舎に設置され、着替えボード付きの個室もありますので、必要な場合は利用することができます。

(3) 授業での合宿

健康余暇科学科目の「ウェルネス研究(野外教育)」、セミナー等で合宿を行う場合、部屋割りや入浴等については個別に対応します。学生の希望に応じて、個別対応の理由等が周囲に知られないよう配慮します。

(4) 学外実習(教育実習等)の履修

実習受け入れ先の体制や状況により必ずしも希望に添えない場合がありますが、学外での実習において想定されるトイレ、更衣室、服装等に関して事前に相談に応じます。

(5) 授業での呼称

「津田塾大学における学生の旧姓(旧氏)、通称名の取り扱いに関する要項」に従い手続きを行い通称名の利用が承認された場合、授業その他での呼称は通称名となります。また、自分が呼んでほしい代名詞へ変更することができます。

8. 留学

本学には国際センターがあり、協定校をはじめとした各国の大学の情報を提供しています。協定校留学の場合、その大学の規程に従うことになりトランスジェンダー学生の受け入れを認めていない(パスポートに記載された性別で女性に限る)場合があります。

9. 学生生活について

(1) トイレ、更衣

多くのトイレは男性用、女性用に分かれています。男女の区別なく利用できる多目的トイレが各校舎に設置されています。また小平、千駄ヶ谷両キャンパスの多目的トイレには着替え付きボードが設置されていますので、必要に応じて使用することができます。

(2) 学生寮

本学では寮の一部居室を除き、相部屋となっています。入寮条件を満たしていても現

在は施設の制約上入寮はできません。

(3)健康診断

ウェルネス・センターに事前に申し出ることによって個別対応は可能です。必要があれば、入学時やその他の面談の際に相談することができます。性別情報は医療上の目的で必要となります。

(4)課外活動

学内外での課外活動(サークル活動への参加)において心配なことがあれば学生生活課/千駄ヶ谷キャンパス事務室に相談できます。運動系の競技団体が開催する大会、競技会において戸籍等の性別と自認する性別が異なる場合、参加が認められない場合があります。

10. インターンシップへの参加、就職活動、キャリア支援について

インターンシップ参加にあたり、特別な対応や相談が必要な場合は学外学修センターまたは学生生活課に、就職活動にあたり心配な点がある場合は学生生活課に相談することができます。

11. 性自認の表明と性のゆらぎへの対応

(1)カミングアウトについて

周囲に知られていない、あるいは知らせていない自身の性・性自認あるいは性的指向について、人に知らせることを「カミングアウト」と言います。

1 当事者がカミングアウトを行う場合

カミングアウトをするかどうか、どの範囲の人まで知らせるのかは本人の判断に委ねます。

2 当事者からカミングアウトされた場合

カミングアウトを受けた人は精神的に動揺することがあります。そのような場合には、ウェルネス・センターの学生相談を利用することができます。

(2)アウティングについて

カミングアウトしたこと自体やその内容を当事者の意に反して他者に公表することをアウティングと言います。アウティングは当事者の尊厳を傷つけ、意識的、無意識の差別により当事者への精神的苦痛を与え、場合によっては違法行為とされることがあります。アウティングは本学ではハラスメント行為として対処します。アウティングが発生しないよう、学内での周知を図ります。

(3)性自認のゆらぎについて

性自認はゆらぐことがあり、それが当然とされています。入学後、性自認や戸籍等の性が変わってもそのことを理由に退学になることはありません。性自認のゆらぎや違和感などで悩んだり、誰かと相談したいと思った場合には、ウェルネス・センターの学生相談またはジェンダーに関する専門家への相談を利用することができます。

12. 相談窓口

トランスジェンダー学生受け入れにあたり、当事者である学生、当事者以外の学生・教職員等が相談できる相談窓口は次の通りです。

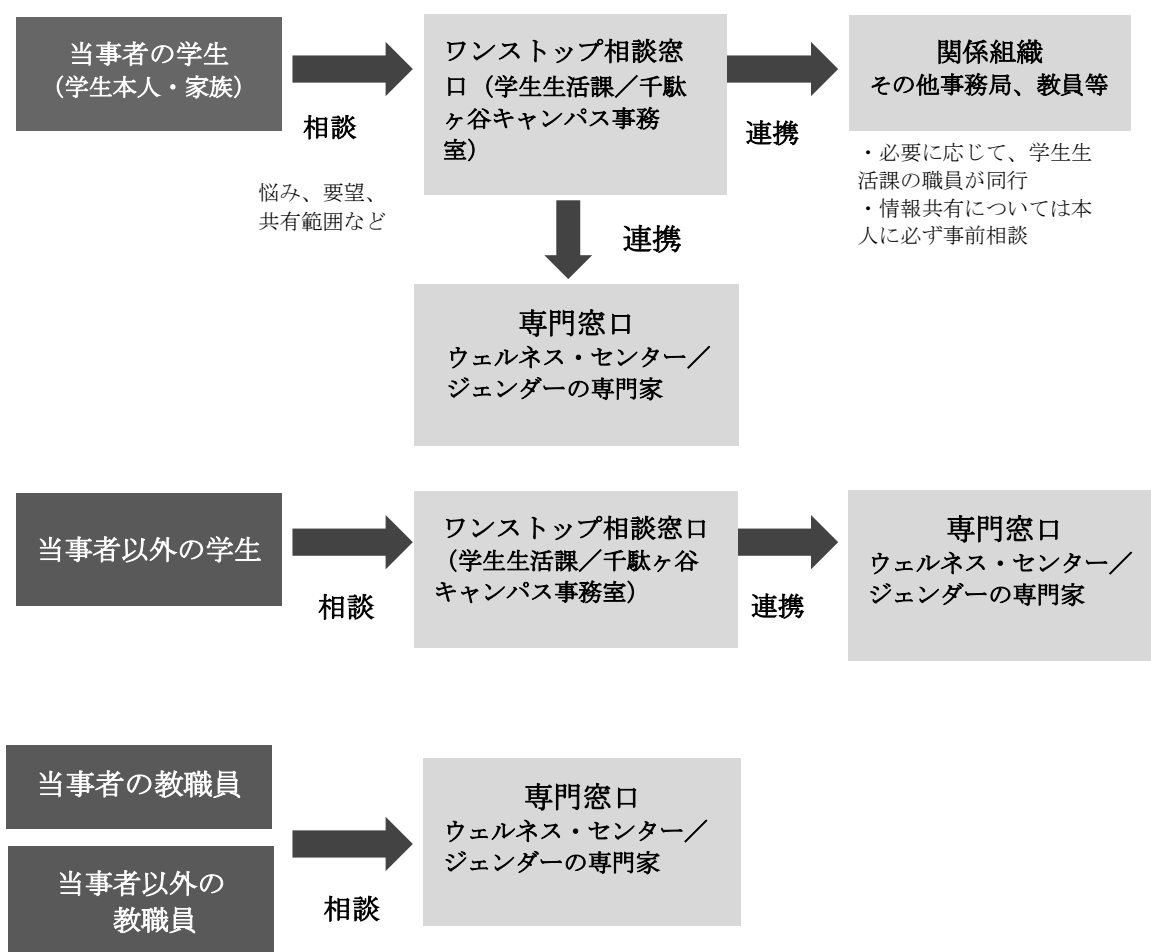
【在學生相談窓口】

トランスジェンダー学生自身および当事者以外の在學生のための相談窓口：学生生活課または千駄ヶ谷キャンパス事務室

学生が授業、課外活動その他学生生活全般において不安がある場合、学生生活課または千駄ヶ谷キャンパス事務室がワンストップ窓口として対応します。なお、相談内容によっては、本人の了解を得た上で事情を他部署に伝え、他部署と連携し、サポートします。

【ジェンダーの専門家による相談】

ジェンダーの専門家による相談窓口を設置し、定期的に相談をする機会を設けますので教職員、学生は利用することができます。



13. インクルーシブなキャンパスのために

在學生、教職員対象に学生の入学時にオリエンテーションを実施し、継続的な学習の機会を設けます。教職員においても入職時オリエンテーション、FD/SD 研修機会を通じて性的マイノリティについて理解を深める取組を行い、インクルーシブなキャンパスづくりを行います。また、性自認、性的指向に基づく差別の禁止・ハラスメントの防止、多様性に対応した環境整備を進めます。大学における取り組みの例としては、小平キャンパスの更衣室内に個別で更衣できるスペースを増設しました。また、「津田塾大学における学生の旧姓(旧氏)、通称名の取り扱いに関する要項」、「津田塾大学における学生の性別の取

り扱いに関する要項」の制定により、自認する性別に基づく通称名の使用や性別変更ができるようになっていきます。今後も引き続き、次の取り組みを継続的に行います。

(1) 在学生への啓発活動

入学時にオリエンテーションを実施します。その後も必要に応じて説明会や講演会を開催するなど、継続的な学習の機会を設けます。

(2) 教職員への啓発活動

入職時にオリエンテーションを行います。また、FD/SD 研修として複数回の講演会開催など、継続的な学習の機会を設けます。

(3) 開かれたキャンパスをめざして

学生、教職員を対象にアンケートの実施やヒアリングの機会を設けるなど学生や教職員の声に耳を傾け、誰もが安心して過ごせるキャンパスづくりをめざします。

以上